

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第10回）

日 時：令和2年3月25日（水）13:30～

場 所：審議会室

次 第

1 開 会

2 本部長訓示

3 議 事

(1) 感染者の発生状況について

資料1

(2) 各部の取組みについて

① 緊急対策【第4弾】について

資料2

② 県主催行事の取扱いについて

資料3

③ 県内学校の再開について

資料4

(3) その他

資料5

令和2年(2020年)3月25日

新型コロナウイルス感染者の発生状況について

1 全体 ※3月24日時点

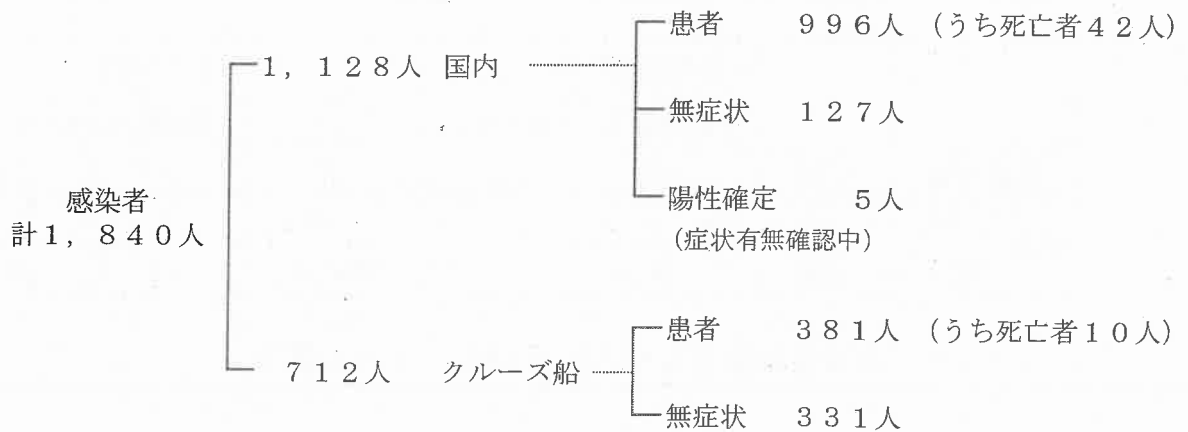
国・地域の数：中国、イタリア、イラン、スペイン、韓国 など 185の国と地域

感染者数：368,351人

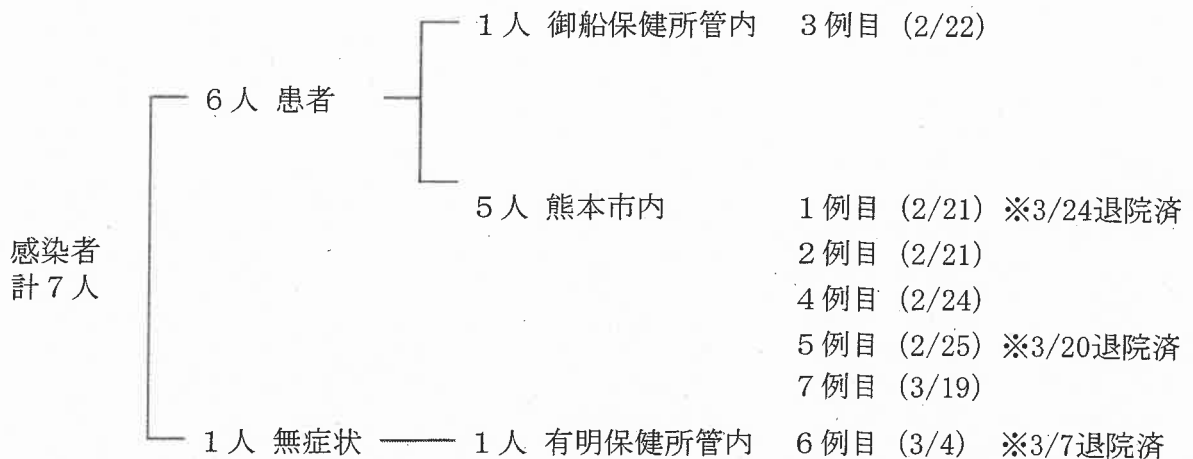
死亡者数：16,344人

(中国:3,277人、イタリア:6,077人、イラン:1,812人、スペイン:2,182人、フランス:860人)

2 日本 ※3月24日時点



3 熊本県 ※3月25日時点



令和2年(2020年)3月25日

新型コロナウイルス感染者の状況及び検査件数について

1 感染者の状況(3月25日 午前11時現在 医療機関から報告)

○御船保健所管内 60代の男性(県内3例目)

人工呼吸器離脱(3月24日)、その後は酸素投与中

発熱:あり

息苦しさ:なし

2 検査件数(医師からの発生届等に基づく検査)

		24日の検査件数		24日までの合計			
		県検査分	熊本市検査分	県検査分	熊本市検査分		
検査件数		24	16	8	567	275	292
結果	陽性	0	0	0	7(1%)	2	5
	陰性	24	16	8	560(99%)	273	287

(その他、県独自検査として185人実施。すべて陰性)

新型コロナウイルス感染症について

1 感染者の状況について(3月24日 11時現在)

1例目・2例目・3例目・5例目は、いずれも軽症。

[1例目 20代の女性]

発熱なし(3/24午前7時35分 36.7度) (3/23午前7時15分 36.3度)
 血圧(3/23午後9時25分 124/74) (3/23午前7時15分 117/78)
 全身倦怠感なし

[2例目 50代の男性]

発熱なし ※体温公表は、本人同意なし。
 全身倦怠感なし、息苦しさなし

[3例目 50代の男性]

発熱なし(3/23午後8時30分 36.6度) (3/23午前9時52分 36.4度)
 全身倦怠感なし、息苦しさなし
 食欲 普通

[5例目 20代の女性]

発熱なし(3/24午前7時43分 36.4度) (3/23午前7時12分 36.0度)
 血圧(3/23午後10時31分 99/65) (3/23午前7時12分 110/68)
 全身倦怠感なし、息苦しさなし、咽頭痛なし
 食欲 半量

2 接触者の状況について

[5例目 20代の女性]

濃厚接触者 1名(配偶者)

3月19日に検査を行い、陰性を確認。保健所で健康観察中。

※ジェットスター搭乗者関係の検査件数 3月23日時点、1件(陰性)

3 検査件数について

		3月23日の検査件数			検査件数(合計)		
		県分	熊本市分	県分	熊本市分		
検査件数		22	13	9	543	259	284
結果	陽性	0	0	0	7(1%)	2	5
	陰性	22	13	9	536(99%)	257	279

※検査件数は、人数になります。

※熊本市分、退院等基準に基づく検査分については含めず、裏面に別途記載。

4 退院等基準に基づく検査

[1例目 20代の女性]

	1回目	2回目
1	3/20 陰性	3/21 陽性
<u>2</u>	<u>3/23</u> 陰性	<u>3/24</u> 陰性

本日退院

・退院にあたって国の示した基準に基づき4週間の健康観察を行うとともに、必要に応じて精神面でのフォローも行き、日常生活に戻るための支援をしていく。

[2例目 50代の男性]

	1回目	2回目
1	3/13 陽性	—
<u>2</u>	<u>3/23</u> 陽性	—

[3例目 50代の男性]

	1回目	2回目
1	3/3 陽性	—
2	3/5 陽性	—
3	3/9 陽性	—
4	3/11 陽性	—
5	3/16 陽性	—
6	3/18 陽性	—
<u>7</u>	<u>3/23</u> 陽性	—

※昨日からの変更点には、アンダーラインを記載

【お問い合わせ先】

熊本市健康福祉局 感染症対策課

電話：096-211-4653（時間外）

096-211-4654（時間外）

課長：伊津野（いつの）

担当：主幹兼主査・瀧本（たきもと）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や県民生活・県経済への影響の最小化に向けて、中小企業等に寄り添った**本県独自の施策や、国の「緊急対応策-第2弾-」(3月10日決定)に対応した施策**について、次のとおり**県の緊急対策【第4弾】を実施(専決処分)**

1 県民生活・県経済への影響の最小化

- 中小企業等に対する経営相談体制の強化 (県独自施策)
 - ・ 雇用関係助成制度の活用支援【1千万円】〔12月31日まで〕
中小企業等に対してアドバイザー(社会保険労務士)を派遣し、各種制度の活用に係る個別相談に応じるとともに、雇用調整助成金等の申請書類の作成等を支援
 - ・ 資金繰り等の経営不安に対するきめ細かな相談支援【8千万円】〔当面、2カ月間〕
商工会、商工会議所等が中小企業診断士等と連携し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う中小企業等の経営不安への相談対応を行う場合の経費を助成
- 個人向け緊急小口資金等の原資の増額【2.8億円→4.2億円】(国緊急対応策第2弾関係)

2 感染症対策の体制強化

- 医療機関の仮設外来設置支援【1百万円】(県独自施策)
医療機関がプレハブ等により帰国者・接触者外来を設置する場合の経費(国庫補助対象外)を助成
- 県立学校給食調理業者の衛生管理強化支援【4百万円】(国緊急対応策第2弾関係)
県立学校給食調理業者が衛生管理の徹底・改善を図るために設備等を購入する場合の経費を助成

※ 今後、状況を踏まえ、必要な事業を追加。

中小企業等に対する経営相談体制の強化

令和2年3月25日
商工観光労働部

- 国の雇用調整助成金等の制度や本県が創設・拡充した資金繰り支援制度を有効活用していただくため、中小企業や小規模事業者等に対して、アドバイザー（社会保険労務士）の派遣や、専門家（中小企業診断士等）の活用による経営相談体制の強化を速やかに実施。

【雇用関係助成制度の活用支援】

内 容	① 県社労士会に電話相談に応じるコーディネーター（社会保険労務士）を配置 ② 事業所へアドバイザー（社会保険労務士会）を派遣 雇用関係制度の利用、申請書類作成の支援、個別相談の実施
対 象	従業員の雇用維持や雇用確保のために国（労働局）の雇用関係制度の利用を考えている 県内事業者
期 間	受付開始日 令和2年（2020年）4月1日から12月31日まで ※3月25日から31日まででも個別対応可能
申込み窓口	熊本県社会保険労務士会 （受付開始日までは熊本県労働雇用創生課：096-333-2340）

【資金繰り等の経営不安に対するきめ細やかな相談支援】

内 容	身近な相談窓口である商工会、商工会議所や中小企業団体中央会が、急増する資金繰り等の相談に、より迅速かつスムーズに対応できるよう、専門家（中小企業診断士等）を活用する場面の経費を助成 ※全県下で、40名程度の専門家を配置可能 ※当面、2か月間を想定（令和2年3月25日～）
-----	---

県立学校給食調理業者の衛生管理強化支援

令和2年3月25日
体育保健課

県立学校の学校給食調理業者に対し、令和2年4月からの学校給食再開に向けた衛生管理の徹底・改善を図るための経費を支援

1. 対象事業者

- (1) 県立学校から給食調理業務を委託されている事業者
- (2) 県立学校の給食用の最終加工品（パン・ご飯・めん類・牛乳等）の加工及び納品業者

2. 対象経費（負担割合：国2/3、県1/3）

設備等の購入に必要な経費

- ・ 自動手洗消毒器などの設備更新費（1事業所あたり：上限45万円）
- ・ エプロン・帽子などの消耗品費（1事業所あたり：上限30万円）

新型コロナウイルス感染症に伴う県主催行事の延期・中止に関する考え方

- これまで県主催行事の延期・中止に関する取扱いは、令和2年（2020年）2月21日付け通知のとおりとしてきた。
- その後、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、国内における感染事例の分析等が進み、専門家会議としての新たな見解等が示されているところ。
- そこで、専門家会議による最新の状況分析・提言（別紙のとおり）や県内の感染状況等を踏まえ、今後の県主催行事の延期・中止に関する取扱いについて次のとおり検討を行った。

- ・ 熊本県内では、これまで7例の患者（及び感染者）が確認されているが、濃厚接触者はすべて特定できており、感染拡大を封じ込めることができている状況にある。
- ・ この状況は、専門家会議の状況分析等における「感染状況が一定程度に収まってきている地域」に該当するため、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することとなる。
- ・ また、専門家会議の提言においては「引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められる」とされている。
- ・ これらを踏まえると、集団感染リスクや各地への拡散リスクが高いとされる県外から多数の参加が見込まれる大規模な県主催行事や、県内から不特定多数の参加が見込まれる県主催行事については、当面の間、原則として、延期または中止することが適当であると考える。
- ・ また、その他の県主催行事を開催する場合は、手洗いや咳エチケットを徹底するとともに、クラスター（患者集団）が発生しやすいとされる3つの条件が重なる場（「密閉空間であり換気が悪い」、「近距離での会話や発声がある」、「手の届く距離に多くの人がいる」）を回避するといった対策を、当面の間、講じる必要があると考える。
- ・ なお、本件については、今後の感染の広がりや重症度等に応じて、適宜、検討する必要がある。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（2020年3月19日）【抜粋】

Ⅱ. 状況分析等

5. 今後の見通しについて

オーバーシュートのリスクを高めるのが、「3つの条件が同時に重なる場」を避けにくい状況が生じやすい、「全国から不特定多数の人々が集まるイベント」であるといえます。 イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後で人々が交流する機会を制限できない場合には、急速な感染拡大のリスクを高めます。また、規模の大きなイベントの場合は、会場に感染者がいた場合に、クラスター（患者集団）の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大のリスクを高めます。

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域では、後述するように、人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになると考えます。 ただし、一度、収束の傾向が認められたとしても、クラスター（患者集団）発生の早期発見を通じて、感染拡大の兆しが見られた場合には、再び、感染拡大のリスクの低い活動も含めて停止する必要性が生じます。

感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠です。

Ⅲ. 提言等

2. 市民と事業者の皆様へ

(9) 大規模イベント等の取扱いについて

2月26日に政府が要請した、全国的な大規模イベント等の自粛の成果については、その効果だけを取り出した「まん延防止」に対する定量的な効果測定をできる状況にはないと考えていますが、専門家会議としては、以下のような観点から、引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると思います。

全国規模の大規模イベント等については、

- ①多くの人が一堂に会するという集団感染リスクが想定され、この結果、地域の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないこと（例：海外の宗教行事等）
- ②イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じること（例：札幌雪まつりのような屋外イベントでも、近辺で3つの条件が重なったことに伴う集団感染が生じていること）
- ③全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難性（例：大阪のライブハウス事案（16都道府県に伝播））
- ④上記のリスクは屋内・屋外の別、あるいは、人数の規模には必ずしもよらないことなどの観点から、大規模イベント等を通して集団感染が起こると全国的な感染拡大に繋がると懸念されます。

このため、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて、主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際には以下①～③などを十分注意して行っていただきたい。

しかし、そうしたリスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期をしていただく必要があると考えています。

また仮にこうした対策を行っていた場合でも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期をしていただく備えも必要です。

- ①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施、
- ②密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避、
- ③感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力などへの対応を講ずることが求められます。

令和2年（2020年）3月25日

各本部長 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症に伴う県主催行事の延期または中止について

このことについては、令和2年（2020年）2月21日付けで通知しているところですが、令和2年（2020年）3月19日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の状況分析・提言において、全国的な大規模イベント等の開催については、引き続き、主催者がリスクを判断し、慎重に対応することが求められるとされたところです。

これを踏まえ、今後の県主催行事の取扱いについては、当面の間、下記のとおりに対応としますので、貴所管の県主催行事に係る対応に遺漏のないようお願いいたします。

なお、この取扱いについては、今後の感染の広がりや重症度等に応じて、適宜見直すこととします。

記

- 1 (1) 県外から多数の参加が見込まれる大規模な県主催行事については、原則として、延期または中止する。
 - (2) 県内から不特定多数の参加が見込まれる県主催行事についても、原則として、延期または中止する。
 - (3) その他の県主催行事を開催する場合は、手洗いや咳エチケットを徹底するとともに、以下の対策を講じる。
 - ①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
 - ②密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（患者集団）発生リスクが高い状況の回避
 - ③感染が発生した場合の参加者への連絡体制の確保※詳細は別添を参照
- 2 延期または中止する場合、参加者等への周知を徹底する。
 - 3 民間団体及び企業に対して、本取扱いを周知し、協力を要請する。

お問合せ先 健康福祉部健康危機管理課 上野、緒方、福田（内線 7072）
--

別 添

① 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場を確保する。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

② 密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（患者集団）発生リスクが高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

③ 感染が発生した場合の参加者への連絡体制の確保

人が集まる場に参加した者の中に感染者が発生した場合には、その他の参加者に対して連絡をとれる体制を確保する。

④ その他

食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。

令和2年(2020年)3月25日

熊本県教育委員会

県立学校における教育活動の再開について

熊本県教育委員会では、文部科学省からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症対策として、全ての県立学校について、3月2日から春休みの開始日の前日まで臨時休業としています。

先般、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新学期からの学校再開の方針が示されました。また、現在のところ、本県では感染状況が拡大傾向にはなく一定程度に収まっており、県立学校において児童生徒及び教職員の感染者が発生していない状況にあります。

このため、県教育委員会としては、すべての県立中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動について、感染拡大防止措置を講じた上で、新学期(4月1日)から再開することとします。

また、教育活動の再開に合わせて、部活動なども再開するとともに、入学式や始業式などの学校行事については、時間を短縮するなどの感染拡大防止対策を講じた上での実施を可能とします。

なお、再開にあたっては、各家庭において児童生徒の検温など健康状態を確認すること、児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養することを徹底します。

こうした健康状態の把握に加えて、手洗い等の徹底や教室の換気など、文部科学省から3月24日付けで示された通知(元文科初第1780号)を踏まえて、感染拡大防止対策に万全を期すこととします。

さらに、県立学校の児童生徒及び教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が発生した場合には、本年2月に策定した「新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準」に基づいて、感染症が発生した学校を2週間の臨時休業とします。

市町村教育委員会に対しては、各市町村の状況等を踏まえつつ、同様の措置を講じるよう要請いたします。

1. 1991年1月1日起，凡在境内从事生产经营活动的纳税人，均应按本办法的规定申报纳税。

2. 纳税人应按月申报。

3. 纳税人应按规定的期限申报纳税，逾期不报的，将视同偷税处理。

4. 纳税人申报时，应填写申报表，并附送有关凭证、账簿、报表等资料。税务机关有权对纳税人的申报资料进行审核，必要时可派员实地检查。

5. 纳税人申报的计税依据明显偏低，又无正当理由的，税务机关有权核定其应纳税额。

6. 纳税人未按规定申报纳税的，税务机关有权责令限期改正，逾期不改的，将依法处罚。

7. 纳税人申报的计税依据明显偏低，又无正当理由的，税务机关有权核定其应纳税额。

8. 纳税人未按规定申报纳税的，税务机关有权责令限期改正，逾期不改的，将依法处罚。

9. 纳税人申报的计税依据明显偏低，又无正当理由的，税务机关有权核定其应纳税额。

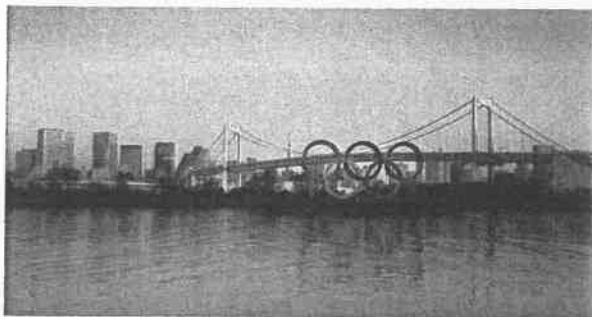
10. 纳税人未按规定申报纳税的，税务机关有权责令限期改正，逾期不改的，将依法处罚。

11. 纳税人申报的计税依据明显偏低，又无正当理由的，税务机关有权核定其应纳税额。

12. 纳税人未按规定申报纳税的，税务机关有权责令限期改正，逾期不改的，将依法处罚。

<組織委員会HPより抜粋>

東京 2020 大会 安倍総理大臣、森会長、バツハ国際オリンピック委員会 (IOC) 会長との電話会談について



本日(2020年3月24日)午後8時00分から約45分間、安倍晋三内閣総理大臣と森喜朗東京2020組織委員会会長は、トーマス・バツハ国際オリンピック委員会 (IOC) 会長と電話会談を行いました。

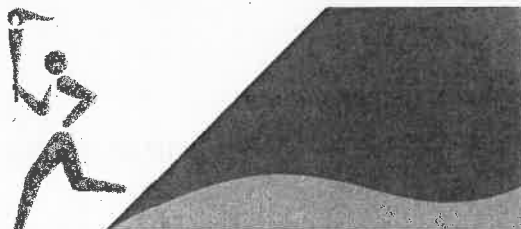
概要は、以下のとおりです。(小池東京都知事、菅内閣官房長官、橋本東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣他同席。)

1. 双方は、アスリート、IF(各国国際競技連盟)、NOC(各国オリンピック委員会)等の意向に鑑み、大会中止が選択肢にはないことで一致しました。
2. その上で、双方は、アスリート及び観客の安心・安全を確保することが最も重要であり、この観点から、現在の世界の状況が継続的に悪化していることに鑑み、予定どおり本年7月に開催することは不可能であり、更には年内に開催することも不可能であり、延期とせざるを得ない旨一致しました。
3. 上記の理解の下、双方は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の実施に向けて、IOCと、東京2020組織委員会、政府、東京都を始め、内外の関係機関が一体となり、遅くとも2021年夏までの実施に向けて、具体的に検討していくことで一致しました。

□



PRESS RELEASE
TOKYO 2020 OLYMPIC TORCH RELAY



公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
<Tokyo 2020.TRNEWS-2020-014>
2020年3月24日

東京 2020 オリンピック聖火リレー 大会延期に伴う対応について

本日、国際オリンピック委員会（IOC）と東京 2020 組織委員会は、東京 2020 大会の延期を発表しました。これに伴い、3月26日（木）から予定されていた東京 2020 オリンピック聖火リレーは、スタートせずに、今後の対応を検討することになります。今後、大会延期日程に合わせて、新たな聖火リレーの日程を定め、多くの方々にお集まりいただき、盛大なグランドスタートが迎えられよう、準備を進めてまいります。

これまで準備に大変なご尽力をいただいていた、パートナー各社、各都道府県の聖火リレー実行委員会、多くの関係者の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、引き続き皆様にご協力をお願いしてまいります。

聖火ランナーには、大会延期日程に合わせて新たに聖火リレーがスタートする際、現在決定している聖火ランナーの方々に優先的に走行いただけるよう検討してまいります。

既にご案内済み下記の記事は無効とさせていただきますのでお知らせします。新たな聖火リレーの日程等、詳細が決まり次第、あらためてご案内をしております。

<Tokyo 2020.TRNEWS-2020-005-2> 東京 2020 オリンピック聖火リレー福島県の開催について（26日グランドスタートを含む）

<Tokyo 2020.TRNEWS-2020-007> 東京 2020 オリンピック聖火リレー 栃木県の開催について

<Tokyo 2020.TRNEWS-2020-008> 東京 2020 オリンピック聖火リレー 群馬県の開催について

<Tokyo 2020.TRNEWS-2020-012> 東京 2020 オリンピック聖火リレー 長野県の開催について

<Tokyo 2020.TRNEWS-2020-013> 東京 2020 オリンピック聖火リレー 岐阜県の開催について

【本件に関するお問い合わせ】

（報道関係者専用）

東京 2020 聖火リレーメディア事務局

受付時間：平日のみ 9：30～17：30

※土日祝日を除く

電話：03-6631-1924

Email：torchrelay-press@tokyo2020.jp

（報道関係者以外）

東京 2020 お問い合わせ窓口

電話番号：0570-09-2020（有料）

受付時間：9：00～17：00

土日祝日、年末年始を除く

Tokyo 2020 Olympic Torch Relay Presenting Partners



TOYOTA



日本生命



Tokyo 2020 Olympic Torch Relay Supporting Partners

Panasonic

ENEOS

ANA

JP 日本郵便

